

各 位

会 社 名 ミサワホームホールディングス株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 水 谷 和 生
(コード番号 1722 東証・大証・名証第1部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 酒 井 征 二
経 営 戦 略 部 長
(TEL.03-3349-8359)

第三者割当増資（優先株式発行）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、昨年10月30日に発表いたしました「MG新中期経営計画」に基づき、自己資本の充実のため、総額1,000億円の優先株式の発行について下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

第一回B種優先株式の発行要領

1. 種類株式の名称
ミサワホームホールディングス株式会社第一回B種優先株式
(以下「第一回B種優先株式」という。)
2. 発行新株式数
41,666,000株
3. 発行価額
1株につき600円
4. 資本組入額
1株につき300円
5. 発行価額の総額
24,999,600,000円
6. 資本組入額の総額
12,499,800,000円
7. 申込期日
平成16年2月24日(火曜日)
8. 払込期日
平成16年2月25日(水曜日)
9. 配当起算日
平成16年2月26日(木曜日)
10. 発行方法
株式会社ユーエフジェイ銀行に全株を割り当てる方法により発行する。

11. 優先利益配当金

(1) 優先利益配当金の額

第一回B種優先株式1株当たりの優先利益配当金（以下「第一回B種優先利益配当金」という。）の額は、第一回B種優先株式の発行価額(600円)に、それぞれの営業年度ごとに下記の年率（以下「第一回B種優先利益配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。第一回B種優先利益配当金の額は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。計算の結果が60円を超える場合は、第一回B種優先利益配当金の額は60円とする。ただし、平成16年3月31日に終了する営業年度における第一回B種優先利益配当金については、配当起算日から当該営業年度の最終日までの日数（初日及び最終日を含む。）で日割計算した額とする。

第一回B種優先利益配当年率は、平成16年2月26日以降、次回年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各営業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{第一回B種優先利益配当年率} = \text{日本円TIBOR（1年物）} + 2.375\%$$

第一回B種優先利益配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「年率修正日」は平成16年4月1日及びそれ以降の毎年4月1日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」は、平成16年2月26日又は各年率修正日（これらの日が銀行休業日の場合は前営業日）（以下「優先利益配当決定基準日」という。）の午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、優先利益配当決定基準日に日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートが公表されない場合、同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 非累積条項

ある営業年度において第一回B種優先株式を有する株主（以下「第一回B種優先株主」という。）又は第一回B種優先株式の登録質権者（以下「第一回B種優先登録質権者」という。）に対し、上記(1)に定める第一回B種優先利益配当金の全部又は一部が支払われないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第一回B種優先株主又は第一回B種優先登録質権者に対し、第一回B種優先利益配当金を超えて配当は行わない。

12. 優先中間配当金

優先中間配当金については、各営業年度において該当する上記第一回B種優先利益配当金の2分の1の金額とする。

13. 残余財産の分配

第一回B種優先株主又は第一回B種優先登録質権者に対しては、残余財産の分配に当たり第一回B種優先株式1株につき600円を普通株式を有する株主又は普通株式の登録質権者に先立って支払う。第一回B種優先株主又は第一回B種優先登録質権者に対しては、600円のほか残余財産の分配は行わない。

14. 買受け又は消却

当社は、いつでも第一回B種優先株式を買受け、又は利益をもって消却することができる。

15. 償還請求権

第一回 B 種優先株主は、平成20年以降毎年7月1日から7月20日までの期間において、当社の前営業年度の当期末処分利益が200億円を超える場合、当該当期末処分利益に2分の1を乗じた額から、当該前営業年度に関する定時株主総会において利益から配当もしくは支払うものと定めた額を控除した額を限度として、その保有する第一回 B 種優先株式の全部又は一部の償還請求をすることができ、当社は、当該償還請求があった年の8月31日（その日が日本における銀行の休日にあたる場合は、その前営業日とする。）を償還日として、法令の定めに従い償還する。

前記限度額を超えて各回号の B 種優先株主からの償還請求があった場合、前記限度額を償還請求があった各回号の B 種優先株式の発行価額総額に応じて按分比例した金額を当該各回号の B 種優先株式の償還限度額とし、償還すべき第一回 B 種優先株式は当該償還限度額の範囲内で抽選その他の方法により決定する。

償還価額は、第一回 B 種優先株式 1 株につき600円に償還請求があった第一回 B 種優先株式の第一回 B 種優先利益配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日及び償還日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。）を加算した額とする。

16. 普通株式への転換予約権

第一回 B 種優先株主は、下記に定める条件に従い、下記(1)に定める期間内に転換を請求することにより、1 株につき下記(3)ないし(5)に定める転換価額により、第一回 B 種優先株式を当社普通株式に転換することができる。

(1) 転換請求期間

平成26年7月1日より平成41年6月30日までとする。

(2) 転換により発行すべき普通株式数

第一回 B 種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行
すべき普通株式数 = 第一回 B 種優先株主が転換請求のために
提出した第一回 B 種優先株式の発行価額総額 ÷ 転換価額

発行株式数の算出に当たり 1 株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(3) 当初転換価額

当初転換価額は153円とする。

(4) 転換価額の修正

転換価額は、平成27年7月1日から平成41年6月30日まで、毎年7月1日（以下、それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）に修正される（修正後転換価額は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間の初日から転換価額修正日の前日までの日に、下記(5)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(5)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の50%（以下「下限転換価額」という。ただし、下限転換価額は、下記(5)により転換価額が調整された場合は調整後転換価額を調整前転換価額で除した比率（以下「調整比率」という。）に応じて調整される。下限転換価額は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の200%（以下「上限転換価額」という。ただし、上限転換価額は、下記(5)により転換価額が調整された場合は調整比率に応じて調整される。上限転換価額は、円位未満小数第 2

位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(5) 転換価額の調整

当社は、第一回B種優先株式発行後、本号 に掲げる各事由により、当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により第一回B種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ)本号 (ロ)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合。

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ロ)株式分割により普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ)本号 (ロ)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は新株予約権の行使によって発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

- (イ) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ロ) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本号(ロ)ただし書の場合は株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ハ) 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

当社は、本号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

- (イ) 株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ロ) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (ハ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 転換請求受付場所

中央三井信託銀行株式会社 本店
東京都港区芝三丁目33番1号

(7) 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書及び第一回B種優先株式の株券が、上記(6)に記載する転換請求受付場所に到達したときに発生する。ただし、第一回B種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

17. 普通株式への強制転換

第一回B種優先株式のうち、平成41年6月30日までに転換請求のなかった第一回B種優先株式は、平成41年7月1日以降の日で取締役会の決議にて定める日（以下「強制転換日」という。）において、取締役会の決議により、第一回B種優先株式1株の発行価額を強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式に強制転換することができる。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が50円を下回るときは、第一回B種優先株式は、第一回B種優先株式1株の発行価額を50円で除して得られる数の普通株式に強制転換することができる。上記により各第一回B種優先株主に対し発行される普通株式数の算出に当たり1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

18. 期中転換又は強制転換があった場合の取扱い

第一回B種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金については、転換の請求又は強制転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年の3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

19. 議決権

第一回 B 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、第一回 B 種優先株主は、平成19年 4 月 1 日以降、当社の前営業年度の当期末処分利益が200億円を超える場合に、第一回 B 種優先株主に対して第一回 B 種優先利益配当金全額を支払う旨の議案が前営業年度に係る定時株主総会に提出されない場合は当該定時株主総会より、又はその議案が当該定時株主総会において否決された場合は当該定時株主総会の終結の時より、第一回 B 種優先株主に対して第一回 B 種優先利益配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

20. 新株引受権等

当社は、法令に定める場合を除き、第一回 B 種優先株式については株式の併合又は分割は行わない。当社は、第一回 B 種優先株主に対しては、新株の引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権は付与しない。

21. 優先順位

各回号の A 種優先株式及び各回号の B 種優先株式の優先利益配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。ただし、各回号の A 種優先株式の累積未払配当金は、各回号の B 種優先利益配当金、B 種優先中間配当金及び B 種優先株式の残余財産の分配に先立って支払われるものとし、また、平成18年 3 月31日に終了する営業年度までの各営業年度における各回号の A 種優先利益配当金及び A 種優先中間配当金は、当該各営業年度における各回号の B 種優先利益配当金及び B 種優先中間配当金の分配に先立って支払われるものとする。

22. 新株式の継続保有の取決めにに関する事項

該当事項なし。

第二回 B 種優先株式の発行要領

1. 種類株式の名称
ミサワホームホールディングス株式会社第二回 B 種優先株式
(以下「第二回 B 種優先株式」という。)
2. 発行新株式数
41,666,000株
3. 発行価額
1株につき600円
4. 資本組入額
1株につき300円
5. 発行価額の総額
24,999,600,000円
6. 資本組入額の総額
12,499,800,000円
7. 申込期日
平成16年 2 月24日 (火曜日)
8. 払込期日
平成16年 2 月25日 (水曜日)
9. 配当起算日
平成16年 2 月26日 (木曜日)
10. 発行方法
株式会社ユーエフジェイ銀行に全株を割り当てる方法により発行する。

11. 優先利益配当金

(1) 優先利益配当金の額

第二回B種優先株式1株当たりの優先利益配当金（以下「第二回B種優先利益配当金」という。）の額は、第二回B種優先株式の発行価額(600円)に、それぞれの営業年度ごとに下記の年率（以下「第二回B種優先利益配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。第二回B種優先利益配当金の額は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。計算の結果が60円を超える場合は、第二回B種優先利益配当金の額は60円とする。ただし、平成16年3月31日に終了する営業年度における第二回B種優先利益配当金については、配当起算日から当該営業年度の最終日までの日数（初日及び最終日を含む。）で日割計算した額とする。

第二回B種優先利益配当年率は、平成16年2月26日以降、次回年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各営業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{第二回B種優先利益配当年率} = \text{日本円TIBOR（1年物）} + 2.375\%$$

第二回B種優先利益配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「年率修正日」は平成16年4月1日及びそれ以降の毎年4月1日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」は、平成16年2月26日又は各年率修正日（これらの日が銀行休業日の場合は前営業日）（以下「優先利益配当決定基準日」という。）の午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、優先利益配当決定基準日に日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートが公表されない場合、同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 非累積条項

ある営業年度において第二回B種優先株式を有する株主（以下「第二回B種優先株主」という。）又は第二回B種優先株式の登録質権者（以下「第二回B種優先登録質権者」という。）に対し、上記(1)に定める第二回B種優先利益配当金の全部又は一部が支払われないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第二回B種優先株主又は第二回B種優先登録質権者に対し、第二回B種優先利益配当金を超えて配当は行わない。

12. 優先中間配当金

優先中間配当金については、各営業年度において該当する上記第二回B種優先利益配当金の2分の1の金額とする。

13. 残余財産の分配

第二回B種優先株主又は第二回B種優先登録質権者に対しては、残余財産の分配に当たり第二回B種優先株式1株につき600円を普通株式を有する株主又は普通株式の登録質権者に先立って支払う。第二回B種優先株主又は第二回B種優先登録質権者に対しては、600円のほか残余財産の分配は行わない。

14. 買受け又は消却

当社は、いつでも第二回B種優先株式を買受け、又は利益をもって消却することができる。

15. 償還請求権

第二回B種優先株主は、平成20年以降毎年7月1日から7月20日までの期間において、当社の前営業年度の当期末処分利益が200億円を超える場合、当該当期末処分利益に2分の1を乗じた額から、当該前営業年度に関する定時株主総会において利益から配当もしくは支払うものと定めた額を控除した額を限度として、その保有する第二回B種優先株式の全部又は一部の償還請求をすることができ、当社は、当該償還請求があった年の8月31日（その日が日本における銀行の休日にあたる場合は、その前営業日とする。）を償還日として、法令の定めに従い償還する。

前記限度額を超えて各回号のB種優先株主からの償還請求があった場合、前記限度額を償還請求があった各回号のB種優先株式の発行価額総額に応じて按分比例した金額を当該各回号のB種優先株式の償還限度額とし、償還すべき第二回B種優先株式は当該償還限度額の範囲内で抽選その他の方法により決定する。

償還価額は、第二回B種優先株式1株につき600円に償還請求があった第二回B種優先株式の第二回B種優先利益配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日及び償還日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）を加算した額とする。

16. 普通株式への転換予約権

第二回B種優先株主は、下記に定める条件に従い、下記(1)に定める期間内に転換を請求することにより、1株につき下記(3)ないし(5)に定める転換価額により、第二回B種優先株式を当社普通株式に転換することができる。

(1) 転換請求期間

平成29年7月1日より平成44年6月30日までとする。

(2) 転換により発行すべき普通株式数

第二回B種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行
すべき普通株式数 = 第二回B種優先株主が転換請求のために
提出した第二回B種優先株式の発行価額総額 ÷ 転換価額

発行株式数の算出に当たり1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(3) 当初転換価額

当初転換価額は153円とする。

(4) 転換価額の修正

転換価額は、平成30年7月1日から平成44年6月30日まで、毎年7月1日（以下、それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）に修正される（修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間の初日から転換価額修正日の前日までの日に、下記(5)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(5)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の50%（以下「下限転換価額」という。ただし、下限転換価額は、下記(5)により転換価額が調整された場合は調整後転換価額を調整前転換価額で除した比率（以下「調整比率」という。）に応じて調整される。下限転換価額は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の200%（以下「上限転換価額」という。ただし、上限転換価額は、下記(5)により転換価額が調整された場合は調整比率に応じて調整される。上限転換価額は、円位未満小数第2

位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(5) 転換価額の調整

当社は、第二回B種優先株式発行後、本号 に掲げる各事由により、当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により第二回B種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ)本号 (ロ)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合。

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ロ)株式分割により普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額をもって転換により} \\ \text{当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ)本号 (ロ)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は新株予約権の行使によって発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

- (イ) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ロ) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本号(ロ)ただし書の場合は株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ハ) 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

当社は、本号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

- (イ) 株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ロ) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (ハ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 転換請求受付場所

中央三井信託銀行株式会社 本店
東京都港区芝三丁目33番1号

(7) 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書及び第二回B種優先株式の株券が、上記(6)に記載する転換請求受付場所に到達したときに発生する。ただし、第二回B種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

17. 普通株式への強制転換

第二回B種優先株式のうち、平成44年6月30日までに転換請求のなかった第二回B種優先株式は、平成44年7月1日以降の日で取締役会の決議にて定める日（以下「強制転換日」という。）において、取締役会の決議により、第二回B種優先株式1株の発行価額を強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式に強制転換することができる。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が50円を下回るときは、第二回B種優先株式は、第二回B種優先株式1株の発行価額を50円で除して得られる数の普通株式に強制転換することができる。上記により各第二回B種優先株主に対し発行される普通株式数の算出に当たり1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

18. 期中転換又は強制転換があった場合の取扱い

第二回B種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金については、転換の請求又は強制転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年の3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

19. 議決権

第二回 B 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、第二回 B 種優先株主は、平成19年 4 月 1 日以降、当社の前営業年度の当期末処分利益が200億円を超える場合に、第二回 B 種優先株主に対して第二回 B 種優先利益配当金全額を支払う旨の議案が前営業年度に係る定時株主総会に提出されない場合は当該定時株主総会より、又はその議案が当該定時株主総会において否決された場合は当該定時株主総会の終結の時より、第二回 B 種優先株主に対して第二回 B 種優先利益配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

20. 新株引受権等

当社は、法令に定める場合を除き、第二回 B 種優先株式については株式の併合又は分割は行わない。当社は、第二回 B 種優先株主に対しては、新株の引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権は付与しない。

21. 優先順位

各回号の A 種優先株式及び各回号の B 種優先株式の優先利益配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。ただし、各回号の A 種優先株式の累積未払配当金は、各回号の B 種優先利益配当金、B 種優先中間配当金及び B 種優先株式の残余財産の分配に先立って支払われるものとし、また、平成18年 3 月31日に終了する営業年度までの各営業年度における各回号の A 種優先利益配当金及び A 種優先中間配当金は、当該各営業年度における各回号の B 種優先利益配当金及び B 種優先中間配当金の分配に先立って支払われるものとする。

22. 新株式の継続保有の取決めにに関する事項

該当事項なし。

第三回 B 種優先株式の発行要領

1. 種類株式の名称
ミサワホームホールディングス株式会社第三回 B 種優先株式
(以下「第三回 B 種優先株式」という。)
2. 発行新株式数
41,666,000株
3. 発行価額
1株につき600円
4. 資本組入額
1株につき300円
5. 発行価額の総額
24,999,600,000円
6. 資本組入額の総額
12,499,800,000円
7. 申込期日
平成16年 2 月24日 (火曜日)
8. 払込期日
平成16年 2 月25日 (水曜日)
9. 配当起算日
平成16年 2 月26日 (木曜日)
10. 発行方法
株式会社ユーエフジェイ銀行に全株を割り当てる方法により発行する。

11. 優先利益配当金

(1) 優先利益配当金の額

第三回B種優先株式1株当たりの優先利益配当金（以下「第三回B種優先利益配当金」という。）の額は、第三回B種優先株式の発行価額（600円）に、それぞれの営業年度ごとに下記の年率（以下「第三回B種優先利益配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。第三回B種優先利益配当金の額は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。計算の結果が60円を超える場合は、第三回B種優先利益配当金の額は60円とする。ただし、平成16年3月31日に終了する営業年度における第三回B種優先利益配当金については、配当起算日から当該営業年度の最終日までの日数（初日及び最終日を含む。）で日割計算した額とする。

第三回B種優先利益配当年率は、平成16年2月26日以降、次回年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各営業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{第三回B種優先利益配当年率} = \text{日本円TIBOR（1年物）} + 2.375\%$$

第三回B種優先利益配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「年率修正日」は平成16年4月1日及びそれ以降の毎年4月1日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」は、平成16年2月26日又は各年率修正日（これらの日が銀行休業日の場合は前営業日）（以下「優先利益配当決定基準日」という。）の午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、優先利益配当決定基準日に日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートが公表されない場合、同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 非累積条項

ある営業年度において第三回B種優先株式を有する株主（以下「第三回B種優先株主」という。）又は第三回B種優先株式の登録質権者（以下「第三回B種優先登録質権者」という。）に対し、上記(1)に定める第三回B種優先利益配当金の全部又は一部が支払われないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第三回B種優先株主又は第三回B種優先登録質権者に対し、第三回B種優先利益配当金を超えて配当は行わない。

12. 優先中間配当金

優先中間配当金については、各営業年度において該当する上記第三回B種優先利益配当金の2分の1の金額とする。

13. 残余財産の分配

第三回B種優先株主又は第三回B種優先登録質権者に対しては、残余財産の分配に当たり第三回B種優先株式1株につき600円を普通株式を有する株主又は普通株式の登録質権者に先立って支払う。第三回B種優先株主又は第三回B種優先登録質権者に対しては、600円のほか残余財産の分配は行わない。

14. 買受け又は消却

当社は、いつでも第三回B種優先株式を買受け、又は利益をもって消却することができる。

15. 償還請求権

第三回 B 種優先株主は、平成20年以降毎年7月1日から7月20日までの期間において、当社の前営業年度の当期末処分利益が200億円を超える場合、当該当期末処分利益に2分の1を乗じた額から、当該前営業年度に関する定時株主総会において利益から配当もしくは支払うものと定めた額を控除した額を限度として、その保有する第三回 B 種優先株式の全部又は一部の償還請求をすることができ、当社は、当該償還請求があった年の8月31日（その日が日本における銀行の休日にあたる場合は、その前営業日とする。）を償還日として、法令の定めに従い償還する。

前記限度額を超えて各回号の B 種優先株主からの償還請求があった場合、前記限度額を償還請求があった各回号の B 種優先株式の発行価額総額に応じて按分比例した金額を当該各回号の B 種優先株式の償還限度額とし、償還すべき第三回 B 種優先株式は当該償還限度額の範囲内で抽選その他の方法により決定する。

償還価額は、第三回 B 種優先株式 1 株につき600円に償還請求があった第三回 B 種優先株式の第三回 B 種優先利益配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日及び償還日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。）を加算した額とする。

16. 普通株式への転換予約権

第三回 B 種優先株主は、下記に定める条件に従い、下記(1)に定める期間内に転換を請求することにより、1 株につき下記(3)ないし(5)に定める転換価額により、第三回 B 種優先株式を当社普通株式に転換することができる。

(1) 転換請求期間

平成32年7月1日より平成47年6月30日までとする。

(2) 転換により発行すべき普通株式数

第三回 B 種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行
すべき普通株式数 = 第三回 B 種優先株主が転換請求のために
提出した第三回 B 種優先株式の発行価額総額 ÷ 転換価額

発行株式数の算出に当たり 1 株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(3) 当初転換価額

当初転換価額は153円とする。

(4) 転換価額の修正

転換価額は、平成33年7月1日から平成47年6月30日まで、毎年7月1日（以下、それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）に修正される（修正後転換価額は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間の初日から転換価額修正日の前日までの日に、下記(5)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(5)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の50%（以下「下限転換価額」という。ただし、下限転換価額は、下記(5)により転換価額が調整された場合は調整後転換価額を調整前転換価額で除した比率（以下「調整比率」という。）に応じて調整される。下限転換価額は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の200%（以下「上限転換価額」という。ただし、上限転換価額は、下記(5)により転換価額が調整された場合は調整比率に応じて調整される。上限転換価額は、円位未満小数第 2

位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(5) 転換価額の調整

当社は、第三回B種優先株式発行後、本号 に掲げる各事由により、当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により第三回B種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ)本号 (ロ)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合。

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ロ)株式分割により普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ)本号 (ロ)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は新株予約権の行使によって発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

- (イ) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ロ) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本号(ロ)ただし書の場合は株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ハ) 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

当社は、本号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

- (イ) 株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ロ) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (ハ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 転換請求受付場所

中央三井信託銀行株式会社 本店
東京都港区芝三丁目33番1号

(7) 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書及び第三回B種優先株式の株券が、上記(6)に記載する転換請求受付場所に到達したときに発生する。ただし、第三回B種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

17. 普通株式への強制転換

第三回B種優先株式のうち、平成47年6月30日までに転換請求のなかった第三回B種優先株式は、平成47年7月1日以降の日で取締役会の決議にて定める日（以下「強制転換日」という。）において、取締役会の決議により、第三回B種優先株式1株の発行価額を強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式に強制転換することができる。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が50円を下回るときは、第三回B種優先株式は、第三回B種優先株式1株の発行価額を50円で除して得られる数の普通株式に強制転換することができる。上記により各第三回B種優先株主に対し発行される普通株式数の算出に当たり1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

18. 期中転換又は強制転換があった場合の取扱い

第三回B種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金については、転換の請求又は強制転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年の3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

19. 議決権

第三回 B 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、第三回 B 種優先株主は、平成19年 4 月 1 日以降、当社の前営業年度の当期末処分利益が200億円を超える場合に、第三回 B 種優先株主に対して第三回 B 種優先利益配当金全額を支払う旨の議案が前営業年度に係る定時株主総会に提出されない場合は当該定時株主総会より、又はその議案が当該定時株主総会において否決された場合は当該定時株主総会の終結の時より、第三回 B 種優先株主に対して第三回 B 種優先利益配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

20. 新株引受権等

当社は、法令に定める場合を除き、第三回 B 種優先株式については株式の併合又は分割は行わない。当社は、第三回 B 種優先株主に対しては、新株の引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権は付与しない。

21. 優先順位

各回号の A 種優先株式及び各回号の B 種優先株式の優先利益配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。ただし、各回号の A 種優先株式の累積未払配当金は、各回号の B 種優先利益配当金、B 種優先中間配当金及び B 種優先株式の残余財産の分配に先立って支払われるものとし、また、平成18年 3 月31日に終了する営業年度までの各営業年度における各回号の A 種優先利益配当金及び A 種優先中間配当金は、当該各営業年度における各回号の B 種優先利益配当金及び B 種優先中間配当金の分配に先立って支払われるものとする。

22. 新株式の継続保有の取決めにに関する事項

該当事項なし。

第四回 B 種優先株式の発行要領

1. 種類株式の名称
ミサワホームホールディングス株式会社第四回 B 種優先株式
(以下「第四回 B 種優先株式」という。)
2. 発行新株式数
41,666,000株
3. 発行価額
1株につき600円
4. 資本組入額
1株につき300円
5. 発行価額の総額
24,999,600,000円
6. 資本組入額の総額
12,499,800,000円
7. 申込期日
平成16年 2 月24日 (火曜日)
8. 払込期日
平成16年 2 月25日 (水曜日)
9. 配当起算日
平成16年 2 月26日 (木曜日)
10. 発行方法
株式会社ユーエフジェイ銀行に全株を割り当てる方法により発行する。

11. 優先利益配当金

(1) 優先利益配当金の額

第四回B種優先株式1株当たりの優先利益配当金（以下「第四回B種優先利益配当金」という。）の額は、第四回B種優先株式の発行価額(600円)に、それぞれの営業年度ごとに下記の年率（以下「第四回B種優先利益配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。第四回B種優先利益配当金の額は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。計算の結果が60円を超える場合は、第四回B種優先利益配当金の額は60円とする。ただし、平成16年3月31日に終了する営業年度における第四回B種優先利益配当金については、配当起算日から当該営業年度の最終日までの日数（初日及び最終日を含む。）で日割計算した額とする。

第四回B種優先利益配当年率は、平成16年2月26日以降、次回年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各営業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{第四回B種優先利益配当年率} = \text{日本円TIBOR（1年物）} + 2.375\%$$

第四回B種優先利益配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「年率修正日」は平成16年4月1日及びそれ以降の毎年4月1日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」は、平成16年2月26日又は各年率修正日（これらの日が銀行休業日の場合は前営業日）（以下「優先利益配当決定基準日」という。）の午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、優先利益配当決定基準日に日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レートが公表されない場合、同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 非累積条項

ある営業年度において第四回B種優先株式を有する株主（以下「第四回B種優先株主」という。）又は第四回B種優先株式の登録質権者（以下「第四回B種優先登録質権者」という。）に対し、上記(1)に定める第四回B種優先利益配当金の全部又は一部が支払われなときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第四回B種優先株主又は第四回B種優先登録質権者に対し、第四回B種優先利益配当金を超えて配当は行わない。

12. 優先中間配当金

優先中間配当金については、各営業年度において該当する上記第四回B種優先利益配当金の2分の1の金額とする。

13. 残余財産の分配

第四回B種優先株主又は第四回B種優先登録質権者に対しては、残余財産の分配に当たり第四回B種優先株式1株につき600円を普通株式を有する株主又は普通株式の登録質権者に先立って支払う。第四回B種優先株主又は第四回B種優先登録質権者に対しては、600円のほか残余財産の分配は行わない。

14. 買受け又は消却

当社は、いつでも第四回B種優先株式を買受け、又は利益をもって消却することができる。

15. 償還請求権

第四回 B 種優先株主は、平成20年以降毎年7月1日から7月20日までの期間において、当社の前営業年度の当期末処分利益が200億円を超える場合、当該当期末処分利益に2分の1を乗じた額から、当該前営業年度に関する定時株主総会において利益から配当もしくは支払うものと定めた額を控除した額を限度として、その保有する第四回 B 種優先株式の全部又は一部の償還請求をすることができ、当社は、当該償還請求があった年の8月31日（その日が日本における銀行の休日にあたる場合は、その前営業日とする。）を償還日として、法令の定めに従い償還する。

前記限度額を超えて各回号の B 種優先株主からの償還請求があった場合、前記限度額を償還請求があった各回号の B 種優先株式の発行価額総額に応じて按分比例した金額を当該各回号の B 種優先株式の償還限度額とし、償還すべき第四回 B 種優先株式は当該償還限度額の範囲内で抽選その他の方法により決定する。

償還価額は、第四回 B 種優先株式 1 株につき600円に償還請求があった第四回 B 種優先株式の第四回 B 種優先利益配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日及び償還日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。）を加算した額とする。

16. 普通株式への転換予約権

第四回 B 種優先株主は、下記に定める条件に従い、下記(1)に定める期間内に転換を請求することにより、1 株につき下記(3)ないし(5)に定める転換価額により、第四回 B 種優先株式を当社普通株式に転換することができる。

(1) 転換請求期間

平成35年7月1日より平成50年6月30日までとする。

(2) 転換により発行すべき普通株式数

第四回 B 種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行
すべき普通株式数 = 第四回 B 種優先株主が転換請求のために
提出した第四回 B 種優先株式の発行価額総額 ÷ 転換価額

発行株式数の算出に当たり 1 株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(3) 当初転換価額

当初転換価額は153円とする。

(4) 転換価額の修正

転換価額は、平成36年7月1日から平成50年6月30日まで、毎年7月1日（以下、それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）に修正される（修正後転換価額は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間の初日から転換価額修正日の前日までの日に、下記(5)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(5)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の50%（以下「下限転換価額」という。ただし、下限転換価額は、下記(5)により転換価額が調整された場合は調整後転換価額を調整前転換価額で除した比率（以下「調整比率」という。）に応じて調整される。下限転換価額は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の200%（以下「上限転換価額」という。ただし、上限転換価額は、下記(5)により転換価額が調整された場合は調整比率に応じて調整される。上限転換価額は、円位未満小数第 2

位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(5) 転換価額の調整

当社は、第四回B種優先株式発行後、本号 に掲げる各事由により、当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により第四回B種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ)本号 (ロ)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合。

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ロ)株式分割により普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を新たに発行する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額をもって転換により} \\ \text{当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ)本号 (ロ)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は新株予約権の行使によって発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

- (イ) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ロ) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本号(ロ)ただし書の場合は株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ハ) 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

当社は、本号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

- (イ) 株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ロ) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (ハ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 転換請求受付場所

中央三井信託銀行株式会社 本店
東京都港区芝三丁目33番1号

(7) 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書及び第四回B種優先株式の株券が、上記(6)に記載する転換請求受付場所に到達したときに発生する。ただし、第四回B種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

17. 普通株式への強制転換

第四回B種優先株式のうち、平成50年6月30日までに転換請求のなかった第四回B種優先株式は、平成50年7月1日以降の日で取締役会の決議にて定める日（以下「強制転換日」という。）において、取締役会の決議により、第四回B種優先株式1株の発行価額を強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式に強制転換することができる。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が50円を下回るときは、第四回B種優先株式は、第四回B種優先株式1株の発行価額を50円で除して得られる数の普通株式に強制転換することができる。上記により各第四回B種優先株主に対し発行される普通株式数の算出に当たり1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

18. 期中転換又は強制転換があった場合の取扱い

第四回B種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金については、転換の請求又は強制転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年の3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

19. 議決権

第四回 B 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、第四回 B 種優先株主は、平成19年 4 月 1 日以降、当社の前営業年度の当期末処分利益が200億円を超える場合に、第四回 B 種優先株主に対して第四回 B 種優先利益配当金全額を支払う旨の議案が前営業年度に係る定時株主総会に提出されない場合は当該定時株主総会より、又はその議案が当該定時株主総会において否決された場合は当該定時株主総会の終結の時より、第四回 B 種優先株主に対して第四回 B 種優先利益配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

20. 新株引受権等

当社は、法令に定める場合を除き、第四回 B 種優先株式については株式の併合又は分割は行わない。当社は、第四回 B 種優先株主に対しては、新株の引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権は付与しない。

21. 優先順位

各回号の A 種優先株式及び各回号の B 種優先株式の優先利益配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。ただし、各回号の A 種優先株式の累積未払配当金は、各回号の B 種優先利益配当金、B 種優先中間配当金及び B 種優先株式の残余財産の分配に先立って支払われるものとし、また、平成18年 3 月31日に終了する営業年度までの各営業年度における各回号の A 種優先利益配当金及び A 種優先中間配当金は、当該各営業年度における各回号の B 種優先利益配当金及び B 種優先中間配当金の分配に先立って支払われるものとする。

22. 新株式の継続保有の取決めにに関する事項

該当事項なし。

(注)当初転換価額の決定方法

当初転換価額は、平成15年12月29日から平成16年 1 月28日までの 1 ヶ月間の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（円位未満切り捨て）である153円としました。

増資の理由および資金の使途

1. 増資の理由

自己資本の充実を図るものです。

2. 資金の使途

当社子会社であるミサワホーム株式会社への出資として、同社が発行する普通株式の払込に全額充当する予定です。

割当先の概要

割 当 先 の 名 称		株式会社ユーエフジェイ銀行	
割 当 株 数		第一回 B 種優先株式	41,666,000株
		第二回 B 種優先株式	41,666,000株
		第三回 B 種優先株式	41,666,000株
		第四回 B 種優先株式	41,666,000株
払 込 金 額		第一回 B 種優先株式	24,999,600,000円
		第二回 B 種優先株式	24,999,600,000円
		第三回 B 種優先株式	24,999,600,000円
		第四回 B 種優先株式	24,999,600,000円
割 当 先 の 内 容	住 所	愛知県名古屋市中区錦三丁目21番24号	
	代 表 者 の 氏 名	取締役頭取 寺西 正司	
	資 本 金	843,582,791,310円	
	事 業 の 内 容	銀行業	
	大 株 主	株式会社ユーエフジェイホールディングス(100%)	
当 社 と の 関 係	出 資 関 係	当社が保有している 取得者の株式の数	普通株式 株
		取得者が保有している 当社の株式の数	普通株式 10,578,128株
	取 引 関 係 等	預金・外国為替取引等	
	人 的 関 係	役員兼務関係なし	

(平成15年9月30日現在)

増資日程

平成16年1月29日(木曜日)	新株発行取締役会決議 臨時報告書提出
平成16年1月30日(金曜日)	新株発行決議公告
平成16年2月24日(火曜日)	申込期日
平成16年2月25日(水曜日)	払込期日
平成16年2月26日(木曜日)	資本金増加日

以 上